

手当業務システム用端末（ノートPC）購入 仕様書

1. 調達概要

現在、こども若者政策課で運用している児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の業務システム用端末については、複数台が購入から5年以上経過していることから、標準化移行後のシステムに耐用できるよう、機器更新を行うものである。

2. 機器仕様

以下の要件を満たす商品を納入すること。

(1) ノートパソコン6台

【参考機種】LIFEBOOK AH53/J3

OS	Windows11
CPU	Intel 周波数 : 2.50 GHz 物理コア数：2コア キャッシュ：3.0MB 上記性能以上であれば可
CPU製品例	Intel製： Core i5以上
メモリ	16GB以上
ストレージ	SSD
ストレージ容量	100GB以上
モニター	15.6型 TFTカラー (HD:1366×768dots LEDバックライト ノングレア)
LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
	RJ45LANコネクタ
USBポート	3.2 Gen2(Type-C×1)、3.2 Gen1× 2 以上
Displayポート	HDMI×1
光学ドライブ	DVD-ROMドライブ (外付け可)
生体認証装置	(FUJITSU) PalmSecure-F Lightセンサーが利用できること (機器調達は不要)
AC電源接続用機器	小型軽量ACアダプタ (標準添付のもので可)
キーボード	日本語キーボードかつテンキーを搭載していること
マウス	USBマウス (光学式、スクロールホイール付)
PDF関連	Adobe Acrobat Reader DC 最新版インストール
	キューブソフト社製 CubePDF 最新版同 CubePDF Utility 最新版のインストール
保守要件	翌日訪問修理対応以上 平日9時～17時 (5年間)
その他	OS基本セットアップ、プリンタードライバー (本市指定のもの) インストール作業

(2) ソフトウェア関連

Microsoft Office Standard 2024 × 6 ライセンス

3. 納入及び設定

(1) 納入について

- ①納入先は、こども若者政策課とする。
- ②機器等の納入時において、必要に応じてLANケーブル及びHUB等ネットワーク機器の接続作業を行うこと。
- ③機器の納入期限については、設定作業及び現地への設置も含め、令和7年10月31日（金）とする。

【インストールソフト・設定一覧】

Microsoft Office Standard 2024のインストール
(FUJITSU) JEF拡張漢字サポート インストール・設定
本市指定のウイルス対策ソフト インストール・設定
Adobe Acrobat Reader DC 最新版インストール・設定
キューブソフト社製 CubePDF 最新版同 CubePDF Utility 最新版のインストール・設定
(FUJITSU) Portshutter Premium V2のインストール・設定
(FUJITSU) SKYSEA Client Viewのインストール・設定
プリンタードライバー（本市指定のもの）インストール・設定

- ④機器の搬入、設置に必要な費用は、すべて受注者が負担すること。また、梱包材等の処分についても受注者が行うこと。

(2) 設定について

- ①OS立ち上げ、Officeライセンス認証、最新までのWindowsアップデートの適用を行うこと。
- ②コンピュータ名、IPアドレスについては本市指定のものを設定しておくこと。
パスワードが設定されている場合は開示する。
- ③上記2. (2) の各ソフトウェアについて、インストール後全体として正常に動作することを保証すること。
- ④Microsoft及び導入するソフトウェアで公開されている全てのバグ対応を行う等、本市が指定する環境を構築すること。なお、詳細は本市と協議すること。
- ⑤ソフトウェアのバージョンは、納入時点で最新のものであること。

(3) その他

- ①Bluetooth、赤外線通信ポート、無線LAN等、市が不要とするデバイスについては、機能停止のための設定を行うこと。
- ②本仕様書に定めのない事項については本市と協議し定めるものとする。

4. 保守体制等

購入後5年間の保守パッケージを付けること。

保守内容は、平日9時～17時の翌日訪問修理対応以上とすること。

納入したノートパソコン及びソフトウェアに起因する障害については、セットアップ及び納入作業終了後も無償にて速やかに対応し、障害を除去すること。

OSトラブルのリカバリ用のメディア及び手順書を提出すること。

5. 詳細打ち合わせの実施

業者決定後、別途通知する。また打ち合わせにあたっては、必要な全ての事項について応答可能な者の出席を必要とする。

6. 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、次のとおり措置するものとする。

- (1) 受注者及び下請負人等が契約履行に当り、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出をすること。
- (2) 前項の報告義務を怠ったと認められるときは、入札参加停止措置を行うものとする。
- (3) 受注者及び下請負人等が第1項の不当介入を受け、同項の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延期等の措置を講じることができる。